

令和 7 年産主食用米の「生産の目安」について

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

宮城県農業再生協議会

宮城県における令和 7 年産主食用米の「生産の目安」の算定方法は、「平成 30 年産以降の米政策改革への対応方針」（平成 29 年 4 月策定、宮城県農業再生協議会）に基づき、国が示す全国の需給見通しや地域農業再生協議会の「生産計画」等を踏まえ、以下のとおりとする。

1 宮城県の「生産の目安」の算定方法

（１）宮城県の基本数量

国が示す全国の需給見通し（主食用米等生産量、令和 7 年産 683 万トン）に、国全体の数量に占める本県産米のシェアを乗じた数量を令和 7 年産の「宮城県の基本数量」(A) とする。

本県産米のシェアは、農林水産省が「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において公表する需要実績の直近 5 か年（令和元年/2 年～令和 5/6 年）のデータのうち、最高値及び最低値を除いた、中庸 3 か年の平均値から算出した 4.8103・・・% とする。

$$\text{令和 7 年産の宮城県の基本数量 (A)} = \frac{328,547 \text{ トン}}{(683 \text{ 万トン} \times 4.8103 \cdots \%)}$$

（２）事前契約数量の集計

地域農業再生協議会から報告された「生産計画」を基に、令和 7 年産の事前契約数量 (B) 等を集計する。

事前契約は播種前（令和 7 年 4 月）までに契約し、契約書等によりその事実を宮城県農業再生協議会が確認したものを対象とする。「生産の目安」決定後に契約したものについては、需要に応じた生産と見なす。

- ① 令和 7 年産の事前契約数量の合計 (B) が、令和 5 年産の事前契約実績 (C) を上回る場合

販売が確実な新たな需要として増加した事前契約の積み上げ数量 (D) を「宮城県の基本数量」(A) に積み上げる。

$$(B) - (C) = \text{事前契約の積み上げ数量 (D)}$$

- ② 令和 7 年産の事前契約数量の合計 (B) が、令和 5 年産の事前契約実績 (C) 並み又は下回る場合

事前契約の積み上げ数量 (D) は 0 トンとする。

令和 7 年産の事前契約の積み上げ数量 (D) = 0 トン (現時点で②に該当するため)

(3) 在庫数量の考慮

過剰在庫が生じた場合や翌年産で過剰在庫が見込まれる場合は、解消の措置を取る。

宮城県産米の民間在庫量は、令和 6 年 6 月末時点で 9.1 万トンであり、平成 25 年以降で最も低い水準となっている。

過剰在庫の解消 (E) = 0 トン

(4) 「生産の目安」

(1) から (3) により算定される「生産の目安」は以下のとおり。

$$\begin{aligned} & \text{宮城県の基本数量 (A)} \quad 328,547 \text{ トン} \\ & + \text{事前契約の積み上げ数量 (D)} \quad 0 \text{ トン} \\ & - \text{過剰在庫の解消 (E)} \quad 0 \text{ トン} \\ & = \underline{\text{「生産の目安」 } 328,547 \text{ トン}} \\ & \quad \quad \quad \underline{\text{(面積換算 } 60,199 \text{ ha)}} \end{aligned}$$

(5) 宮城県の令和 7 年産主食用米の「生産の目安」

令和 7 年産主食用米の宮城県の「生産の目安」は、次のとおり設定する。

宮城県の「生産の目安」 328,547 トン (60,199 ha)

2 地域農業再生協議会別の「生産の目安」の算定方法

(1) 地域農業再生協議会別の基本数量

「令和 6 年産の地域別の基本数量」に、「令和 7 年産米の県の増減率」(G) を一律に乗じた数量を、「令和 7 年産の地域別の基本数量」(F) とする。

令和 7 年産の地域別の基本数量 (F)

= 令和 6 年産の地域別の基本数量 × 令和 7 年産米の県の増減率 (G)

※令和 7 年産米の県の増減率 (G) =
$$\frac{\text{令和 7 年産の宮城県の基本数量 (A)}}{\text{令和 6 年産の宮城県の基本数量}}$$

(2) 地域農業再生協議会別の「生産の目安」

「令和 7 年産の地域別の基本数量」(F) に、1 の (2) で地域農業再生協議会から報告された「生産計画」の事前契約数量を勘案し、地域別の「生産の目安」を算定する。

【地域別の面積換算に用いる単収の設定方法】

- ①「地域別の面積換算に用いる単収」(以下、「地域別基準単収」とする。)は、東北農政局統計部が公表する市町村別単収の直近 7 か年(平成 29 年～令和 5 年)のデータのうち、最高値及び最低値を除いた、中庸 5 か年の平均値(以下、「7 中 5 平均」とする。)に「統計補正係数」を乗じて設定する。
- ②令和 6 年産の市町村別単収の公表は 12 月中旬以降であることから、令和 5 年産までの単収を用いる。

地域別基準単収 = 市町村別単収の 7 中 5 平均 × 統計補正係数

統計補正係数 =
$$\frac{\text{令和 6 年産の「地帯別平年単収」(国公表値)}}{\text{「市町村別 7 中 5 平均」から算出した「地帯別平均単収」}}$$

※統計補正係数は、小数点第 6 位を四捨五入して算出する。

令和7年産主食用米「生産の目安」の算定方法

「平成30年産以降の米政策改革への対応方針」(平成29年4月, 宮城県農業再生協議会)に基づく



算定方法	令和7年産	(参考) 令和6年産	(参考) 令和5年産
国が提示する全国の適正生産量	6,830,000トン	6,690,000トン	6,690,000トン
×	×	×	×
県産米シェア	4.8104%	4.7980%	4.7864%
↓	↓	↓	↓
県の基本数量	328,547トン	320,989トン	320,213トン
+	+	+	+
事前契約の積み上げ	0トン	0トン	0トン
過剰在庫の解消	0トン	0トン	12,490トン
「生産の目安」	328,547トン	320,989トン	307,623トン
面積換算	60,199ha	59,435ha	56,935ha
考慮すべき調整要素		2,500ha	
宮城県の「生産の目安」	328,547トン	307,489トン	307,623トン
+	+	+	+
目安提示後、播種前までの事前契約拡大		0トン	0トン
上記反映後(最終)		307,489トン	307,623トン
面積換算 (地域間調整を含む)		56,921ha	56,920ha
-----	-----	-----	-----
【参考】作付面積 (見込・実績)		58,400ha	57,200ha

令和7年産主食用米 地域農業再生協議会別「生産の目安」

地 域 協 議 会	生産の目安 (トン)	面積換算値(ha)	
			前年差
白石市	4,785	922	+ 46
角田市	10,954	2,029	+ 117
蔵王町	2,675	515	+ 27
七ヶ宿町	631	127	+ 8
大河原町	1,338	247	+ 14
村田町	2,557	491	+ 27
柴田町	2,659	504	+ 29
川崎町	3,012	604	+ 34
丸森町	4,446	900	+ 55
仙台市	13,769	2,588	+ 125
塩竈市	8	2	0
名取市	7,277	1,335	+ 79
多賀城市	1,006	187	+ 11
岩沼市	4,873	897	+ 54
富谷市	1,554	295	+ 19
亘理町	8,457	1,593	+ 80
山元町	4,248	812	+ 39
松島町	2,652	501	+ 32
七ヶ浜町	285	60	+ 4
利府町	790	149	+ 9
大和町	6,853	1,308	+ 73
大郷町	5,295	1,001	+ 49
大衡村	3,217	606	+ 37
大崎市	49,387	8,867	+ 466
色麻町	7,352	1,359	+ 73
加美町	15,294	2,864	+ 159
涌谷町	9,172	1,653	+ 87
美里町	12,957	2,330	+ 126
栗原市	45,280	8,370	+ 452
登米市	52,599	9,196	+ 517
石巻市	29,412	5,271	+ 286
東松島市	9,655	1,759	+ 80
女川町	5	1	0
気仙沼市	2,836	593	+ 35
南三陸町	1,257	263	+ 15
合計	328,547	60,199	+ 3,264